

はるにれの里家族会連絡協議会入院者互助会規約

(名称、目的)

第1条 はるにれの里家族会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、利用者が負傷又は疾病により入院した時の本人及び家族の負担を軽減する目的で、はるにれの里家族会連絡協議会入院者互助会（以下「互助会」という。）を設けるものとする。

(構成・資格)

第2条 互助会は、社会福祉法人はるにれの里事業所（以下「法人事業所」という。）の利用者の中で拠出金および年会費を支払い任意で加入した者を会員とし、給付対象とする。

(組 織)

第3条 第1条の目的を達するため、連絡協議会各家族会から選任された者を持って互助会役員会を構成し、事務局を社会福祉法人はるにれの里法人本部におく。

2. 互助会の運営を円滑ならしめるため必要な場合は、法人事業所職員若干名を事務局委員に加えることができる。

3. 互助会には、委員の互選により次の役職を置く。

委 員 長	1名
副 委 員 長	2名
事 務 局 委 員	2名
監 査 委 員	2名

4. 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 委員長は、会務を統括し会議の議長となる。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときはその仕事を代行する。

(3) 事務局委員は、経理に関する事及び会務全般の記録、その他会の運営に必要な仕事を行う。

(4) 監査委員は、会務全般について監査する。

5. 委員及び役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

6. 欠員により補充された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(財源)

第4条 互助会は、一定額の基金を創設する。基金の財源は、拠出金によるものとし、これを原資にして運営する。

2. 給付財源は、原則として年会費部分及び基金の運用益をもって充てるものとする。

3. 給付件数、給付額が多く、年会費及び運用益で賄うことができない場合は、原資から支出することができる。但しその場合は、原資を回復するよう計画的に補充を講じなければならない。

4. 年会費及び運用益が一定額に達した場合、その一部を基金に繰り入れる。

5. 会員が退会した場合、拠出金及び年会費の返却は行なわない。

6. 互助会の終了が決議された場合は、基金を給付財源に組み入れ、終了手続きに従って処分する。

(給付手続きなど)

第5条 会員が入院したときは、医師の診断書、別に定める様式の給付申請書及び必要書類を添えて提出し給付を受けるものとする。

2. 互助会は、給付の適否を審査のうえ決定する。但し、審査に必要な調査をし、又は書類などの提出を求めることがある。

3. 給付費は、入院が1ヶ月を越える場合は当月分を翌月10日迄に、1ヶ月に満たないものについては、退院後、第5条第1項の申請書の受理日から20日以内に支払うものとする。但し1ヶ月を超える場合でも、退院後全日数分を一括申請し支給することができる。

(給付日数・給付額)

第6条 給付費は、1泊以上の入院を対象とし入院した初日から起算して、同一年度で最高50日を限度に支給する。

給付費 付添いありの場合 1日につき 6,000円

付添いなしの場合 1日につき 1,000円

ただし、精神疾患で入院した場合は、1日につき 1,000円

また給付費は同一人に対して合算して100日を限度として支給する。

2. 会員が死亡した場合は、弔慰金として5万円支給する。

(運営)

第7条 互助会の運営に関し、この規約に定めのない事項で、必要な事はその都度役員会の協議を経て会長が定める。

(会の所在地および事務局)

第8条 本会は所在地は石狩市花川北1条5丁目171とする

2. 本会の業務を処理するための事務局は、石狩市花川北1条5丁目171に置く。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年度6月1日から5月31日までとする。

〈会則の改廃〉

第10条 本会の会則の改廃は、役員会の決議による。

〈互助会の終了〉

第11条 財源の減少により目的が達成できない時や、制度による代替で存在が不要と判断された場合など、役員会により終了手続きを定めて本会を終了する。

〈附則〉

1. 本会の設立年月日は、平成24年6月16日とする。
2. この規約は、平成24年6月16日より発効する。
3. 会計年度について平成24年度は、平成24年6月16日から平成25年5月31日とする
4. 本会の新規加入は2019年5月31日で終了する

—平成30年6月1日 一部改訂

平成24年7月29日 一部改訂